

議案第18号

世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 使用料の額を改定するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例

世田谷区立駐車場条例（平成15年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、開庁時間において、玉川総合支所又は砧総合支所に申請、相談等の用件のために来庁した者が自動車を駐車する場合に係る使用料は、1時間まで無料とする。

第9条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

別表第3世田谷区立玉川総合支所駐車場の項中「10分」を「8分」に改め、同表世田谷区立砧総合支所駐車場の項中「15分」を「10分」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。